

御^み
船^{ふね}
町^{まち}



(役 場)

一 概 況

熊本県の東南に位置する、人口一七、八八八（平成二二年国勢調査）、面積約九
九平方キロメートルの町である。北は益城町、北東は西原村、東は山都町、北西
には嘉島町、西は緑川をへだてて熊本市があり、南は美里町、緑川の上流にあた
る南西は甲佐町と隣接する。地勢は、西部の平坦地から東部に行くにつれ山間地
に入り、最東部は阿蘇外輪山に連なり数条の渓谷をつくり、合間をぬって御船川、
八勢川、矢形川が流れ、本流の緑川に合流している。その主たる御船川は、阿蘇
外輪山に源を発し、町市街地中央を貫き、その清流は古くは造酒屋の白壁を映し、
商業の中心となる船着場を擁して町の発展を支え、現在は町民憩いの場として、
また、農工業用水として大きな役割を果たしている。

交通面では、町西部には、九州自動車道御船インターチェンジを有し、御船町
と熊本市を結ぶ国道四四五号と連結している。また、インターチェンジ周辺に台
地が連なり、熊本市からの通勤、工業圏域として住宅、工場の立地が進んでいる。
そのほか、平成一九年一二月に開通した国道四四三号の沿道に大規模商業施設が
次々と出店し、新しい町並みが形成され、また、シンボルロード線の整備により、
更なる賑わいが予想される。

名所旧跡としては、町東部の吉無田高原は、標高六五〇メートルから七〇〇メ
ートルにわたり四二〇ヘクタールに及ぶ大スロープを描き、雄大な高原美を誇る。
わらび狩り、ローンスキー、キャンプなど、県内外から広く利用され、また、周
辺地域は、地形を生かした高原野菜や御船茶の産地でもある。この地に江戸時代
から行われた植林がもたらした貴重な湧水源、吉無田水源には毎分約八トンの湧
水量で、良水を求め訪れる人が絶え間なくある。

吉無田高原を源とする矢形川上流から中流域一帯は、古代白亜期の地層（御船
層群）が地表に露出しており、肉食恐竜の骨の化石や翼竜の化石などが出土し、
学術的にも有名な地域で近年注目されており、恐竜博物館も設置されている。

そのほか、市街地中心に戦国時代阿蘇家の武将甲斐宗連が居城したといわれる
御船城跡（城山公園）、南部に西南の役の著名な激戦地であり、肥後桜の名所であ
る妙見坂公園、東部に矢部と御船を結んだ日向往還の要所である、八勢目鑑（眼
鏡）橋がある。

二 町名の由来

「御船」の名は、昔、景行天皇御巡幸のとき、船をこの地につけられたこと由来すると伝えられる。また、古くから阿蘇家の支配地であり、戦国時代には御船阿波守の居城、続いて甲斐宗運の居城となり御船の名を高からしめた。続く加藤、細川の時代には、豪商の町「御船」の名は関西まで知られ県内第一の町として栄えた。その後、明治を経て大正になり、文明開化とともに交通が発達するに従い、御船の名は影を薄めたが、昭和三〇年（一九五五）の合併に際しても町名は「御船町」を残した。

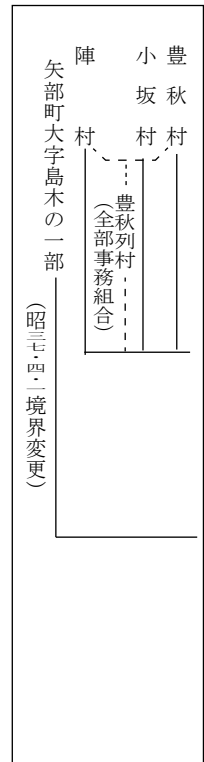
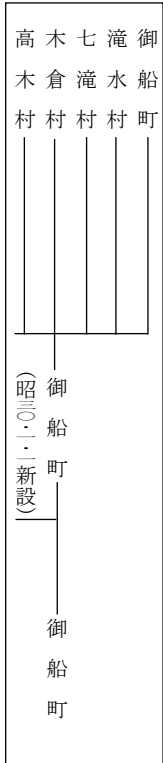
三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、嘉島町、益城町、甲佐町との四町合併のパターンが示された。これを叩き台に四町での合併検討が進んだが、平成一四年五月に益城町がこの枠組みからの離脱を表明。同年八月には嘉島町も離脱を決め、御船町及び甲佐町が検討した結果、二町合併推進でまとまり、平成一四年一月には任意協議会設置に漕ぎ着けた。

その後、平成一五年七月に法定協議会に移行し、更に協議が進んだが、平成一六年四月に行われた御船町住民投票では、甲佐町との合併反対が約八割を占め、このため二町合併は白紙に戻り、その後、町では合併特例法期限内の合併を志向する具体的な動きは無かった。（第二編「上益城地域」参照）

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 御船町

旧藩時代、本町地域は木倉手永惣庄屋の支配を受け、その配下の町村は御船、邊田見、今城等一町二四か村で会所は邊田見村にあった。明治三年（一八七〇）八月藩政改革当時は郡務出張所を邊田見の旧会所に設けて大属、小属の役人を置き、各村には里正があつて村治を行なつた。七年改正小区制のもとでは第四大区第三小区に編入されたが、一二年郡区町村編制法の施行により各村は分立

し、滝川村と邊田見村は小坂村と一行政区となり御船町は単独で一区域となった。同一七年の改正で御船町、滝川村、邊田見村は御船村列として一行政区となり、町村制施行にともない、滝川村と邊田見村が合併して滝川村となり、御船町は独立村となったが、大正七年（一九一八）御船町と滝川村が合併して御船町となった。

(二) 滝水村

旧藩時代は御船町と同様木倉手永惣庄屋の支配を受けていた。明治五年（一八七二）戸長の行政区として大小区制が設けられ、明治七年の改正で、第四大区第四小区に編入された。この年横野村、川内田村、梅木村が合併して滝ノ尾村となり、水越村、東水越村が合併して水越村となった。同村は、一戸長役場の行政区となり、二二年町村制施行後は、滝尾村と水越村は組合を組織して行政を行ってきたが、昭和十五年（一九四〇）両村が合併して滝水村となった。

(三) 七滝村

旧藩時代は木倉手永に属していた。明治七年（一八七四）改正大小区制のもとでは、上野村、七滝村、田代村は滝水村と同様、第四大区第四小区に属した。二二年郡区町村編制法施行のときは、上野、七滝は二か村で、田代は単独で一行政区となったが、一七年に三か村を合わせて一行政区とされた。二二年町村制施行により三か村が合併し七滝村となった。

(四) 木倉村

旧藩時代本村地域は、東木倉村、西木倉村、南木倉村、北木倉村に分かれ、惣庄屋会所を西木倉村に置き木倉手永は統治されていた。

明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは高木村の区域等とともに第四大区第三小区に属して同一戸長の統治を受けることとなった。その後東木倉ほか三か村は合併して木倉村となり、二二年には高木村と同一行政区をなし、一七年の改正で同一行政区をなしたが、二二年町村制の施行にともない高木村が分離して木倉村は独立村となった。

(五) 高木村

旧藩時代は木倉手永惣庄屋の支配を受け、現在の甘木、下高野、上高野、高山にそれぞれ庄屋を置いて村治したが、明治三年（一八七〇）七月藩政改革に

際して木倉郷に属した。

明治七年の改正大小区制のもとでは御船町などとともに第四大区第三小区に属したが、四か村が合併して高木村となり同二年後は木倉村とともに同一戸長の行政区となった。一七年の改正で高木村は木倉村と木倉村列となったが二二年町村制施行にともない木倉村列から分離し、独立村となった。

(六) 豊秋村、小坂村、陣村

旧藩時代は、陣、小坂、万ヶ瀬、秋唯の四か村があり、陣村は、甲佐手永に、小坂村は木倉手永に、そして万ヶ瀬、秋唯両村は鯨手永に属しそれぞれ惣庄屋の支配を受けたが、明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、陣、小坂、秋唯、万ヶ瀬の四か村とも第四大区第一小区に属した。明治九年万ヶ瀬と秋唯村は合併して豊秋村となった。二二年郡区町村編制法の施行により小坂村は辺田見、滝川とともに、陣村は白旗村などとともに、そして豊秋村は単独でそれぞれ一行政区となったが、一七年戸長役場区域の改正により、小坂、豊秋、陣及び上島村が一行政区となった。二二年町村制施行に際し、上島村を除く三か村は組合を設立して行政を行った。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二年（一九五三）一〇月、町村合併促進法の施行にともない県が示した合併試案は、御船、木倉、高木、滝水、七滝の五か町村合併と、豊秋村ほか二か村組合（以下「豊秋列村」という。）および六嘉、大島の五か村合併となっていたが、同年一二月県は、この二つのブロックを合わせた一〇か町村合併案に試案を修正発表した。

この一〇か町村は、上益城郡の中央に位置し、旧藩時代は、当初の合併試案の御船ブロックは木倉手永に属し、豊秋列村ブロックは鯨手永に属していたが、木倉手永に属した五か町村と、鯨手永に属した豊秋列村の三か村は、古くから御船町を中心に繁栄した地域で、人情風俗ともに類似していた。これに対し六嘉、大島の両村は、地勢その他の条件からして二か村のみで合併気運が生じ、これが順調に進んだため、他の八か町村合併の線が次第に濃厚となった。この間、関係町村にあっては、合併を住民に啓蒙するため数回の部落懇談会が開かれた結果、住民も合併について熱意を示すようになった。

こうしたなかで、二九年九月一五日八か村は御船町ほか七か村合併促進協議会を結成した。協議会では、三〇年一月一日合併を目標に数回にわたって協議会を開き、新町建設の具体的事項を逐次審議決定して、一月九日から二月五日までの間に関係各町村はそれぞれ合併関係議案を議決し、三〇年一月一日新御船町が誕生した。

以上のように新町発足は、比較的スムーズに進んだが、住民の間には合併反対の動きもあった。すなわち、七滝村にあっては、七滝村が地域が広いため単独村を表明する者、高木村では、六嘉、大島両村に近い甘木部落が、六嘉、大島ブロックに合併を希望する者などがあつたが、協議会の啓蒙などによって両村とも全村合併に賛成した。また豊秋列村では、中学校を白旗、乙女の両村と組合立で設置していた関係上、この三か村で合併したいという意見も一部にあつたが、白旗、乙女の両村が甲佐ブロックとの合併を決めたため、御船ブロックと合併することを全村一致で決めた。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式

御船町、滝水村、木倉村、高木村、豊秋村、小坂村、陣村を合体し、町を作る。

(二) 合併の時期 昭和三〇年一月一日

(三) 新町名 町名は「御船町」とする。

(四) 役場の位置

熊本県上益城郡御船町大字御船九九五―一（現御船町役場）に置き、新庁舎は、現御船町または木倉村あるいはこれに隣接した適当な所とする。

(五) 役場出張所の位置およびその事務

- 1 滝尾出張所 上益城郡御船町大字滝尾（旧滝水村役場庁舎）
- 2 水越出張所 上益城郡御船町大字水越
- 3 上野出張所 上益城郡御船町大字上野（旧七滝村役場庁舎）
- 4 七滝出張所 上益城郡御船町大字七滝
- 5 田代出張所 上益城郡御船町大字田代
- 6 木倉出張所 上益城郡御船町大字木倉（旧木倉村役場庁舎）
- 7 高木出張所 上益城郡御船町大字高木（旧高木村役場庁舎）

8 豊秋出張所 上益城郡御船町大字豊秋（旧豊秋列村役場庁舎）

出張所職員は上野出張所三人その他は各々二人ずつとする。

使丁は、水越、田代、七滝出張所を除き各一人ずつとする。

10 諸掌事務

イ 戸籍および住民登録に関する事務

ロ 配給に関する事務

ハ 諸証明に関する事務

ニ 町税その他納入に関する事務

ホ その他必要な事務

(六) 議員の任期 昭和三〇年四月三〇日まで在任

(七) 議員の選挙区および定数

1 選挙区を設けるものとする（ただし、この選挙区は合併後最初の選挙に限る。）

第一選挙区 旧御船町 八人 第二選挙区 旧滝水村 四人

第三選挙区 旧七滝村 八人 第四選挙区 旧木倉村 四人

第五選挙区 旧高木村 三人 第六選挙区 旧豊秋列村 三人

計三〇人

(八) 農業委員会の任期および定数

農業委員会法に基づき、二地区農業委員会を置き、定数は、御船町御船地区農業委員会は三〇人とし、委員は昭和三〇年九月三〇日まで在任し、御船町七滝地区農業委員会は一〇人とし、委員は昭和三二年七月一九日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、定数を六人とし、委員の任期は、昭和三〇年九月三〇日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき町村合併の際現にその職にある合併関係町村の一般職の職員には、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 一般職の職員の給与については、合併関係町村の不均衡を調整し、その他

身分取扱いに関しては一般職の職員の手すべてを通じて公正に処理する。

3 一般職の職員の退職手当は、新町普通退職手当の額に左に掲げる割合を加えた額を支給するものとする。

- ア 合併後一か月以内に退職した者は、本俸月額の一二月分
- イ 合併後四か月以内に退職した者は、本俸月額の六か月分
- ウ 合併後一二月以内に退職した者は、本俸月額の二か月分

4 特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

(一) 助役の定数 一人とする。

(二) 部落嘱託員の設置

- 合併関係町村の嘱託員はこれを存置し逐次整理統合する。
 - (一三) 資産および負債の帰属処分
- 1 行政財産はいっさい新町に引き継ぐ。
- 2 一般基本財産中七滝村の左記山林については、財産区を設け、その他はいっさい新町に引き継ぐ。

大字	字	地番	地目	面積	備考
七滝	鈴原	四、一三〇	原野	九、五〇〇	
田代	吉無田	八四一〇ノ二	原野	三五三、二二五	官行造林
田代	吉無田	八四一〇ノ四	原野	一三、〇〇〇	官行造林
田代	吉無田	八四一〇ノ七	原野	五四、二三四	官行造林
田代	吉無田	八四一〇ノ八	原野	一九、一〇〇	官行造林
七滝	上川地	四、二二六	原野	三三、七五	
田代	吉無田	八四一〇ノ九	原野	六一、五〇〇	官行造林
七滝	下椎尾	三、一一九	山林	八五、五三	
七滝	下椎尾	三、一六八	山林	八九、一四	
七滝	南浦田	三、三九九	山林	一五、三三三	
田代	広沢水	七、一一八	山林	七一、八六	

計(九〇町三畝二歩)

3 特別基本財産はいっさい新町に引き継ぐ。

4 負債(一時借入金を除く)は全額新町に引き継ぐ。

(一四) 町村税その他の滞納整理
合併関係町村の町村税その他の収入金で収入未済分は、町村合併と同時に新町に引き継ぐ。

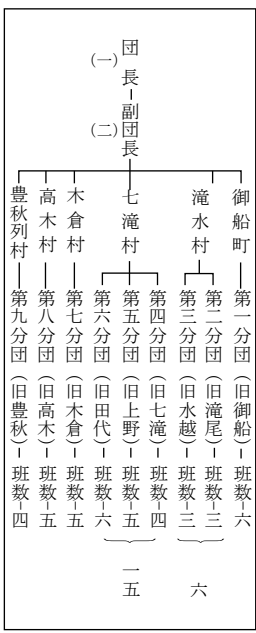
(一五) 町および字の名称 合併関係町村の区域を次のように設置する。

町および字の名称	区	域
御船町大字田見	元御船町大字田見の区域	
御船町大字御船	元御船町大字御船の区域	
御船町大字滝川	元御船町大字滝川の区域	
御船町大字滝尾	元滝水村大字滝尾の区域	
御船町大字水越	元滝水村大字水越の区域	
御船町大字上野	元七滝村大字上野の区域	
御船町大字七滝	元七滝村大字七滝の区域	
御船町大字田代	元七滝村大字田代の区域	
御船町大字木倉	元木倉村の区域	
御船町大字豊秋	元豊秋村の区域	
御船町大字陣	元陣村の区域	
御船町大字小坂	元小坂村の区域	

(一六) 消防団の統合

1 現在の八か町村の消防機材器具は新町に引き継ぐものとする。

2 御船町に消防団の本部を置き各町村に分団を設置する。



(二七) 国民健康保険

七滝村健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新町は昭和三〇年四月一日から区域内に実施する。

(二八) 各種事業

関係各町村における土木、耕地およびその他の各種の継続事業および既定計画事業は継続して行なうものとする。

(二九) 各種団体の統合 左の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合 農業共済組合 商工会 体育会 青年団 婦人会 その他

(三〇) 町村税の賦課率

昭和二九年度は不均一課税とし、昭和三〇年度より均一課税とする。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
御船町	江口 政満	歌野 広喜	川崎 栄次	辻 清蔵	中熊 英雄
滝水村	本田 武夫	本田 義孝	大倉 実男	増田 綱義	鶴川 茂雄
七滝村	福田 鼎	木村 徳蔵	古閑 建男	永野 幹雄	阿部 範雄
木倉村	竹原小四郎	西林 礼記	綱木 亀雄	楠田 斧介	増田 八郎
高木村	森島 一恵	安田 宗秋	下田亀之助	藤木 義明	川添 栄
豊秋列村	井上 明信	本田 則行	木山 繁	木田 敏雄	木山 政行

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	官公署						区分	御船町						
										上の学校		中学校		中学校以上				の割合		戸数	人口	面積 平方米	
										高等学校	中学校	計	その他	農業	その他の			都市的	業態				
																							計
計	五四、三六一	七、二三三	三四八、一六八	二、三九七〇	—	一〇、〇一九	三五、四七四	六、五四八	一七、一六五	—	—	二六	一六〇、六二	七、七五七	八、三〇六	七、三三二	五、八三五	一、三三七	九七、二八	四、四〇九	三、二七四	御船町	
計	一一、一九六〇	二、〇〇〇	六八、九六〇	二、〇〇〇	—	二、七二三	一、〇〇五	四、六八四	七、七九九	—	—	二一	九八二	二、四七	一、〇六一	七、二	五、二五	八、三	五、二一	一、五三三	六、九三〇	御船町	
計	八五、二九	二、五〇〇	五九、六六九	四、七〇二、一五〇	—	一、七三三	三、九七七	三〇、九	四、三	—	—	四	二、四七	一、〇六一	一、二八五	四、八〇	二、五	二、五二〇	四、八	一、五三三	二、九七七	滝水村	
計	三、〇〇〇	一、八〇〇	一、〇五〇	七〇、九二〇	—	二、九〇六	七、三〇	四、八	三、一七三	—	—	六	六、六四	三、三六	三、〇	三、〇	二、〇四	四、九五	一、二二三	一、三三	六、九五	七滝村	
計	七五、六三九	四、七二九	七〇、九二〇	—	—	三、六二八	四、九四九	三、六九	一、八六〇	—	—	二	二、四一九	一、二〇五	一、二二四	四、〇六	二、五三	八、四五	五、三	五、三一	二、八二五	木倉村	
計	六五、二二八	一、二〇四	六、九二四	—	—	七、八二六	三、四三三	七、〇四	一、二五六	—	—	一	一、六五四	八、四	一、二〇五	八、三	—	四、九五	三、〇	一、六一九	一、九四〇	高木村	
計	七五、四二五	二〇〇	七五、二二五	—	—	一、一六〇三	五、〇七八	五、四	二、六四五	—	—	一	一、九〇九	一、〇四八	一、〇四八	三、七	—	四、五二	三、六六	—	—	一、九四〇	豊秋列村